

第10回共助社会づくりを進めるための検討会議事録

平成31年1月15日

東京都庁第一本庁舎25階111議室

小林地域活動推進課長

お待たせいたしました。ただいまから、第10回共助社会づくりを進めるための検討会を開催いたします。

検討会の事務局を務めております地域活動推進課長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、委員の皆様には、委員のご就任につきましてご承諾を賜りまして、心からお礼申し上げます。

初めに、都民生活部長の山本より、一言ご挨拶させていただきます。

山本都民生活部長

都民生活部長の山本でございます。皆様には、お忙しい中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、年末のお忙しい中、事前に社会貢献大賞の書類審査をしていただきまして、重ねてお礼申し上げます。

後ほど審査のための専門部会の設置をさせていただいて、本日も審査いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、社会貢献大賞は、今回で3回目で、昨年とほぼ同様の22件の推薦があったところでございます。

昨年は大規模災害が非常に多い1年だったと思っております。東京ボランティア市民活動センターさんの協力をいただいて、西日本豪雨の被災地の愛媛県宇和島市に市町村の社協の方を中心にメンバーを派遣いたしまして、コミュニティ支援、地元のコミュニティ活動を再生するという事でサロン活動を2カ月ほどにわたって実施させていただいたところでございます。この活動を通じて改めて災害のときの共助の取り組み、地域を支えるボランティア活動の大切さを感じたところでございます。

今回、審査の対象になっている団体につきましても、こうした地域を支える重要な取り組みをされているところばかりで、例年なかなか難しい選考の作業になるかと思いますが、

厳正な審査をしていただいて大賞並びに特別賞をお選びいただければと思います。本日はよろしく願いいたします。

小林地域活動推進課長

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に配布資料の確認をお願いいたします。まず次第がございまして、次に座席表があります。資料1といたしまして東京都共助社会づくりを進めるための検討会設置要綱がございまして、資料2といたしまして委員名簿、資料3といたしまして東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞表彰制度の概要がございまして、以上でございますが、不備等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

定足数の確認でございますけれども、本日は新田委員が欠席となっております。委員4名中、3名の出席となっておりますので、設置要綱第6に定めます定足数の過半数のご出席をいただいております。よって、本検討会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。また、本検討会は設置要綱第9によりまして検討会の会議録につきまして公開とさせていただきますことをご了承願います。

続きまして、座長の選出に移りたいと存じます。検討会設置要綱第5によりまして、座長は委員の互選により定めるとなっております。まず、座長の選出でございますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

金田委員

よろしいですか。市川委員を座長に推薦させていただきたいと思っております。

小林地域活動推進課長

ありがとうございます。ただいま金田委員から市川委員を座長にということでご発言がありました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林地域活動推進課長

よろしいでしょうか。市川委員、座長をお願いできますでしょうか。

市川委員

はい、了解しました。

小林地域活動推進課長

ありがとうございます。それでは、市川委員に座長をお願いしたいと存じます。今後の会の進行につきましては座長をお願いしたいと存じます。早速で恐縮でございますが、市川座長からご挨拶をいただければと思います。

市川座長

改めて、市川でございます。ご推薦により座長を務めさせていただきます。効率よく会の運営を進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

さて、副座長についてですけれども、私がほんとうに信頼し、さまざまな助言をいただいている山崎委員をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

市川座長

それでは、山崎委員、副座長をお願いできますでしょうか。

山崎委員

はい。

市川座長

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めたいと思います。社会貢献表彰に係る専門部会の設置について、事務局より説明をお願ひいたします。

峯岸統括課長代理

私のほうから簡単にご説明させていただきたいと思います。右上に資料3と書かれた資料をごらんいただければと思います。社会貢献表彰の審査につきましては、昨年同様検討

会の部会として設置されます社会貢献表彰専門部会で行います。表彰制度の概要に関してはこちらの資料3に記載されております。詳細は、また専門部会でも説明させていただきたいと思っております。

検討会設置要綱の第7に基づきまして、専門部会の設置及び部会長の指名についても改めて手続する必要がございます。つきましては、社会貢献表彰のための専門部会の設置につきましてご了承いただければと思います。

簡単はございますが以上でございます。

市川座長

ありがとうございました。ご意見、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、今のご説明に対して意見、ご質問がないことですので、それでは、お諮りします。当検討会におきまして社会貢献表彰制度に係る専門部会を設置することにしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

市川座長

では、賛成ということになりました。ありがとうございました。

なお、部会の委員につきましては、共助社会づくりを進めるための検討会設置要綱の第7第2項に基づき座長が指名することとなっております。

これ以降、委員の指名の議事につきましては、審査の中立性を保つため非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

） (委員指名 中間略)

市川座長

その他、事務局から補足等がありましたらお願いいたします。

小林地域活動推進課長

特段ございません。

市川座長

以上をもちまして本日の検討会の議事は全て終了しました。

引き続き専門部会に移りたいと思います。

— 了 —